

六經 過

ニ對シテ解雇ノ言渡シテナンタルニ因ル

六月十三日松下田漕店ニ業態變更ノ為メ船夫三名ニ對シテ解雇言渡シテナンタルニ船夫ハ退職手當金ニツキ船主ニ對シテ交渉セル結果船主松下ヨリ金三百五十圓買主廣野ヨリ金百圓計四百五十圓ヲ支給スル旨返答アリタルニ船夫ハ之レヲ不服トナシ加盟組合ニシテ日本港灣後業員組合東京支部長高木源藏ニ報告シ高木ヨリ

(一) 勤続手當トシテ勤続一年ニ就キ金二十圓トシ各自勤続年数ヲ乘シタルモノ

船夫鈴木米吉ハ勤続三ケ年

小川清次ハ三ケ年

荒井秋太郎ハ三ケ年

(二) 特別手當トシテ現在稼働高各員一ケ月八十圓ト見積リ其

ノ三ケ月分

以上稟示要求セルニ船主側ニアリテハ本件全部ノ容認ハ至難ナリトシテ讓ラズ依ツテ双方折衝ノ結果六月十七日船主側ハ最後案トシテ松下ヨリ金四百圓廣野ヨリ金百五十圓計金五百五十圓ヲ支給スル旨返答セルヲ船主側ニアリテハ多少不満ナリシモ時局ノ重大性ニ鑑ミ之レヲ容認シ

船夫荒井秋太郎ハ金二百八十圓也

小川清次ハ金百三十五圓也

鈴木米吉ハ金百三十五圓也

計金五百五十圓ノ支給ヲ受クル事トナシ今日円満解決也

七 警察事務 ナシ

右及申(通)報候也